

## Client Alert

2024年5月号 (Vol.125)

1. はじめに
2. 知的財産法：知的財産戦略本部、AI時代の知的財産権検討会にて「中間とりまとめ（案）」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を改定
4. エネルギー・インフラ：洋上風力促進区域指定ガイドラインの改訂案等におけるパブリック・コメントの結果について
5. 労働法：事業場外みなし制度適用否定の高裁判決破棄差戻しにかかる最高裁判決について
6. 会社法：商業登記規則等の改正（代表取締役等住所非表示措置の創設）
7. 危機管理・コンプライアンス：警察捜査において初めて司法取引を適用した事例
8. 一般民事・債権管理：金融庁、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂版を公表
9. M&A：株券発行会社の株式の譲渡の効力等を判断した事例（最二小判令和6年4月19日）
10. キャピタル・マーケット：事後交付型株式報酬の付与・RSの売却に係る「インサイダー取引規制に関するQ&A」の追加
11. 税務：国税庁、「国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達改正の趣旨説明を公表
12. 国際訴訟・仲裁：クレディ・スイスのAT1債無価値化と日・スイス経済連携協定の活用可能性
13. 国際通商／経済安全保障：経産省が輸出管理のあり方に関する中間報告を公表
14. 米国：財務省、対米外国投資委員会（CFIUS）の調査・執行権限を強化する規則案を提案
15. 中国・アジア（インド）：競争法に関するアップデート
16. 新興国（ロシア）：外国企業による対ロシア制裁の遵守に関してロシア子会社に連帯責任を負わせる近時の裁判例

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024年5月号 (Vol.125) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

## Client Alert

## 2. 知的財産法：知的財産戦略本部、AI時代の知的財産権検討会にて「中間とりまとめ（案）」を公表

内閣府の知的財産戦略本部 AI時代の知的財産権検討会（「本検討会」）では、2024年4月22日に第7回会合が開催され、中間とりまとめ（案）（「中間とりまとめ案」）が公表されました。

本検討会では、(1)生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等及び(2)AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方を検討課題として取り上げ、検討が行われています。

本検討会でのこれまでの議論を踏まえ、中間とりまとめ案では、(1)生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等に関して、以下の6つの議題について整理をしています。

- ① 法的ルール①（著作権法との関係）
- ② 法的ルール②（著作権法以外の知的財産法との関係）
- ③ 技術による対応
- ④ 契約による対応（対価還元の在り方）
- ⑤ その他個別課題（労力・作風の保護、声の保護、学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備、ディープフェイク）
- ⑥ 横断的見地からの検討

また、(2)AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関しては、以下の2つの議題について整理をしています。

- ① AIを利用した発明の取扱いの在り方
- ② AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

中間とりまとめ案は、今後、中間とりまとめとして正式決定される予定ですが、生成AIに関して知的財産権との関係を横断的見地から検討を行ったものであり、AIと知的財産権との関係に関する考え方を整理したものとなります。この内容は、AI開発者、AI提供者、AI利用者のいずれの立場からも参考となるものといえます。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ [atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ [susumu.sasaki@mhm-global.com](mailto:susumu.sasaki@mhm-global.com)

## 3. 競争法／独禁法：公取委、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を改定

2024年4月24日、公取委は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（「グリーン GL」）<sup>1</sup>の改定成案（「本改定成案」）を公表しま

<sup>1</sup> GLガイドラインについては、[Client Alert 2023年2月号 \(Vol.110\)](#) もご参照ください。

## Client Alert

した。公取委は、2023年3月31日に公表したグリーンGLについて、継続的に見直すことを表明しており、また、2023年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」が、同年11月には、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が、それぞれ閣議決定され、政府の方針としてグリーンガイドラインについて更なる明確化を図ることが明記されていました。本改定成案は、これらの方針を受け、公取委が、具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえて策定したものになります。本改定成案におけるグリーンGLの主な改定箇所は、(i)共同の取組に関する基本的な考え方の更なる明確化、(ii)脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化、並びに(iii)事業者ニーズを踏まえた想定例・解説等の追加となります<sup>2</sup>。

### 1. 共同の取組に関する基本的な考え方の更なる明確化

グリーンGLでは、グリーン社会の実現に向けた事業者間の共同の取組について、独禁法上問題とならない行為及び問題となる行為の想定例や考え方が示されています。

本改定成案では、「独禁法上問題となる行為」として挙げられている想定例に該当するような行為についても、情報遮断等の措置による競争制限効果の解消や、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の追加の検討要素から、競争制限効果がないことが事実として認められた場合<sup>3</sup>は、独禁法上問題ないと判断され得る旨が追記されました。

さらに、共同の取組において、事業者間で事業活動等に関する情報交換が必要となる場合でも、価格等の重要な競争手段（センシティブ情報）に関する情報交換でない場合、又は、センシティブ情報の交換であっても情報遮断措置が講じられる場合には、通常独禁法上問題とならないことも明確化されました。

### 2. 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

事業者が、取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公取委はこれらを踏まえた判断を行うこと、特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公取委はこれに依拠<sup>4</sup>して判断を行うことが新たに明記されました。

<sup>2</sup> その他、パブコメを経て、「製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、競争促進効果が認められる」ため「品質の向上と評価できる」とする等、公取委が脱炭素効果を競争促進効果の一つの要素として位置付けていることを明確化する等の改定も行われています。

<sup>3</sup> パブコメ回答では、「事実として認められる場合」とは、「競争制限効果が解消されていること等」が真正な主張であることを示すのみであり、立証責任が事業者等であることを示すものではありません」とされています。

<sup>4</sup> 公取委による「依拠」の対象は「脱炭素効果」です。パブコメ回答においても、脱炭素効果が「様々な判断要素の一つ」とどまることが、公取委の職権行使の独立性の文脈において明確にされています。

## Client Alert

また、脱炭素の効果は、温暖化対策推進法又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく算定方法や、国際的な標準である GHG プロトコル、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン等を用いて算定できることも示されました。

### 3. その他、事業者ニーズを踏まえた想定例・解説等の追加

グリーン GL は、各行為類型について想定例を豊富に掲載し、独禁法上の問題についての判断枠組みや判断要素を説明しておりますが、本改定成案では、事業者のニーズを踏まえ、さらに想定例が追加され、また、既存の想定例の解説の追加も行われています。今回新規に追加された想定例の一部を以下にご紹介します。

- ①競合事業者同士で、共同での温室効果ガス削減のための原材料の切り替えに向けた検討に当たり、生産数量等重要な競争手段に関する情報交換を行ったが、十分な情報遮断措置（営業担当を含まない特別チームの組成、チーム外への情報共有禁止、目的外利用の禁止等）を講じたため、独禁法上問題とならないとする事例
- ②競合事業者同士で、温室効果ガス削減を目的とした共同生産の検討のため、生産数量について情報交換を行ったが、各社の人員等の状況から情報遮断措置を採ることは不可能であってより競争制限的でない他の代替手段がなく、また、当該事業者以外に有力な競争者が複数存在する等の競争圧力が存在するために競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が生じないため、独禁法上問題とならないとする事例
- ③競合事業者同士で、温室効果ガス削減を目的とした、新技術を用いた生産設備への共同での転換のため、既存の設備の廃棄の時期や対象を共同で取り決めたが、より競争制限的でない他の代替手段がなく、また、当該事業者以外に有力な競争者が複数存在する等の競争圧力が存在するために、競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が生じないため、独禁法上問題とならないとする事例
- ④商品の製造販売業者が、貨物輸送業者に対し、需要者への商品発送に当たり排出される温室効果ガスの削減を目的として、非化石エネルギー自動車での貨物輸送に限定した発注を行った場合に、貨物輸送業者がその対応のために非化石エネルギー自動車を導入する必要があり、コストが大幅に増加したため、当該コスト増加を運賃に反映するよう求めたが、製造販売事業者が交渉に応じず、一方的に従来の運賃に据え置くことは、独禁法上問題となるとする事例

本改定成案で追加された点は、従来の公取委の法適用の運用やグリーン GL を実質的に変更するようなものではないとされています。しかし、本改定成案で新たに示された具体例や解説により、公取委の考え方がさらに一步踏み込んだ形で明確化されています。グリーン社会の実現に積極的に取り組む事業者にとって独禁法を遵守した形での事業を展開していくに当たって有益と思われる。

## Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

パートナー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144(福岡)

✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：洋上風力促進区域指定ガイドラインの改訂案 等におけるパブリック・コメントの結果について

2024年4月24日、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（「促進区域指定ガイドライン」）の改訂案、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（案）」（「セントラル方式運用方針案」）及び「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様（案）」を対象とするパブリック・コメントの結果が公表されました<sup>5</sup>。

そこで、以下では、促進区域指定ガイドラインの改訂及びセントラル方式運用方針案の内容について、特に重要と思われるパブリック・コメントの回答（「パブコメ回答」）があった点を中心に概説します。

##### (1) 促進区域指定ガイドラインの改訂案

促進区域指定ガイドラインの改訂案では、促進区域の指定の基準のうち、「気象、海象その他の自然的条件が適当」であることの判断基準として、風況については、NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）における高度 140m での年平均風速が 7m/s<sup>6</sup>を目安とするものの、7m/s 未満の場合でも一律に対象外とするものではないとされています。また、改訂案では、着床式の場合は、水深がおおむね 50m から 60m 程度までの海域を対象とし、それより深い水深の場合は浮体式による旨記載されています<sup>7</sup>。

次に、促進区域の指定の基準のうち、「電気的な接続が適切に確保されることが見込まれていること」との関係では、従前から議論があった系統確保スキーム<sup>8</sup>の導入

<sup>5</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620223029&Mode=1>

<sup>6</sup> 15MW 級風車のハブ高さ付近における風速がレーレ分布に従う場合の理論設備利用率が 35%以上。

<sup>7</sup> なお、改訂前の促進区域指定ガイドラインにおいて事業性の高い区域とされていた 30m 以浅での事業実施を排除する趣旨ではないため、今後表現を修正することが、パブコメ回答（I-6）により明らかにされています。

<sup>8</sup> 従来は、事業者が確保したシステムを活用することを前提とした制度設計となっていました。事業者が確保したシステムが対象区域の自然的条件等に基づくポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっていない、複数の事業者による重複したシステムの確保により他電源をシステムに連系することができなくなってしまう、といった問題点が存在したため、こうした課題に対処するために導入されることとなったのが系統確保スキームです。系統確保スキームの下では、事業者ではなく、国が一般送配電事業者に対して洋上



## Client Alert

に伴うルールの改定が行われています。今後の案件形成に当たっては、系統確保スキームに基づく対応<sup>9</sup>が原則とされており、パブコメ回答（I-11）によると、系統確保スキームの適用のある区域においては、事業者が確保した系統を利用する形での事業者公募は実施されないことが明らかとされています。

また、「有望区域」については、指定された場合、なし崩し的に促進区域に指定されてしまうのではないかと地元関係者から警戒感をもたれてしまうケースがあることに鑑みて、その定義を「国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域」として変更する等といった各種の手当がなされています。加えて、これまで運用上扱ってきた「一定の準備段階に進んでいる区域」を、促進区域指定ガイドライン上「準備区域」として整理した上で、下記 JOGMEC によるサイト調査や系統確保スキームの事前調査等の対象とするといった位置付けが行われています。

最後に、協議会において協議が調った事項については、「協議会意見とりまとめ」として明示する方針が掲げられており、その中では発電事業に関する留意事項のほかに、①地域の将来像、②地域共生基金（地域や漁業との共生のために出捐される基金）、③漁業影響調査の考え方、④発電設備等の設置に制約が生じる範囲についても盛り込むこととされています。中でも、②の基金については、その具体的な算定式が明示されている点が注目されます。この点については、パブリック・コメントでも、賛否両論の様々な意見が寄せられており、最終的には、算定式自体は明記するものの、基金に関する取扱いは従来と同様に、地域の状況を踏まえ協議会で整理するものとし、その際の基金の規模は提示した算定式を参考にするとといった方針が明らかにされています。

### (2) セントラル方式運用方針案

セントラル方式運用方針案においては、①事業実施区域の指定及び発電事業者の公募、②案件形成に向けた地域調整、③サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）、④系統接続の確保（系統確保スキーム）、⑤環境影響評価がセントラル方式の対象とされており、それぞれについて具体的な方針が明らかにされています。

このうち、③のサイト調査に関しては、「事業者が公募前に調査を実施することは前提としない」といった記載があり、この点については、「JOGMEC 以外の者が別途調査を行うことが法令上規制されるものではありません」が、JOGMEC の調査の対象となる「事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域」において、事業者が個別に調査を行うこ

風力発電のための暫定的な連系予約を要請することにより、重複した設備形成を防止しつつ、公募後に選定事業者が円滑に系統連系できる状態を確保することになります。

<sup>9</sup> 例外として、2023年6月の時点で準備区域又はどの区域にも整理されていない地域においては、事業者が確保した系統接続を都道府県に相談の上、国に情報提供し、かつ、公募に提供する意思を示していること、都道府県が当該系統接続の活用を前提として、国に対して当該区域の情報提供を行っていること等の要件を充足している場合には、事業者が確保している系統接続を活用する方式により事業者公募が実施されます。

## Client Alert

とは不適切というパブコメ回答（II-6、7、8）がなされています。また、パブコメ回答（II-34、35）では、JOGMEC による調査データの提供を受けることはあくまでも任意を前提としたものであり、公募参加の要件ではないとしつつも、「公募に当たっては、JOGMEC により提供される調査データを活用せずに、個別に取得したデータに基づいて作成された公募占用計画が提出されることは、国として想定していないほか、公募占用指針を策定する際の前提としません」といった回答もなされており、JOGMEC による調査データを活用せず、個別に取得したデータでの案件形成は、事実上困難となることが示唆されているようにも見受けられます。なお、調査データの提供時期に関しても、パブリック・コメントにおいて複数の意見が寄せられていますが、「公募に参加する事業者の便宜も勘案し、早期の情報提供に努めていく旨を運用方針の中に記載するとともに、情報提供に係る具体的な段取りについては、今後、見通しがついた段階で周知することとします」と回答するにとどまっています。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

## 5. 労働法：事業場外みなし制度適用否定の高裁判決破棄差戻しにかかる最高裁判決について

2024年4月16日、最高裁第三小法廷は、外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務の一部（「本業務」）について、労働基準法38条の2第1項（「本規定」）にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たらないとして、いわゆる事業場外みなし規定の適用がないとした原審の判断に違法があるとして、破棄差戻判決（「本判決」）をしました。

原審は、本業務の性質、内容等からみると、使用者である監理団体が指導員の労働時間を把握することは容易でなかったものの、①監理団体は、指導員が作成する業務日報を通じ、業務の遂行の状況等につき報告を受けており、その記載内容については、必要であれば監理団体から実習実施者等に確認することもできたため、ある程度の正確性が担保されていたといえること、②現に監理団体自身、業務日報に基づき指導員の時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったものであり、業務日報の正確性を前提としていたことを総合すると、指導員が事業場外で従事した業務については、「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないと判示していました。

これに対して、最高裁第三小法廷は、①本業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等、多岐にわたるものであ

## Client Alert

たこと、②指導員は、本業務に関し、訪問の予約を行う等して自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものといえ、随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかったという事情の下で、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、指導員が担当する実習実施者や 1 か月当たりの訪問指導の頻度等が定まっていたとしても、監理団体において、指導員の事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難いとなりました。

その上で、最高裁第三小法廷は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本業務につき「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとした原審の判断は、本規定の解釈適用を誤った違法があるとして、原審を破棄し、本業務につき本規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるといえるか否か等に関しさらに審理を尽くさせるため、上記部分につき、原審に差し戻しました。

本判決は、事業場外みなし規定の適否について、具体的な事情を勘案して判断すべきとしたものです。コロナ禍によって在宅勤務が広く定着した中、事業場外みなし制度の導入を検討された企業も多くありました。本判決は今後の事業場外みなし規定の適否を検討する上で実務上大きな影響を及ぼし得る判例となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## 6. 会社法：商業登記規則等の改正（代表取締役等住所非表示措置の創設）

2024年4月16日、商業登記規則等の一部を改正する省令（「改正省令」）が公布されるとともに、当該省令案に関するパブリック・コメントの結果が公表されました。

今回の改正によって、代表取締役等住所非表示措置が導入され、株式会社の代表取締役や代表執行役等（「代表取締役等」）の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないこととすることが可能となりました。代表取締役等住所非表示措置を講ずるためには、所定の書面<sup>10</sup>を添付して登記官に申出をする必要がありますが、当該申出は株式会社の設

<sup>10</sup> 上場会社の場合は、当該株式会社の上場を認めるに足りる書面があれば足りる。非上場会社の場合は、①本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等、②代表取締役等の氏名及び住所が記載されている証明書（例：住民票の写し等）、③株式会社の実質的支配者の本人特定



## Client Alert

立の登記や代表取締役等の就任（新任及び重任）の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記等、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合にのみ行うことが可能です。また、代表取締役等住所非表示措置の対象となる住所は、申出と併せて申請される登記によって記録される住所に限られ、過去の代表取締役等の住所は対象外となります。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において、代表取締役等の住所は最小行政区画（東京都であれば特別区）までしか記載されません。代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には代表取締役のプライバシーが保護される一方で、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができず、融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりする等の一定の影響が生じることも想定されます。また、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法に基づく登記義務が免除されるわけではないため、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請をする必要があります。

代表取締役等住所非表示措置を含め、改正省令は2024年10月1日から施行されます。各社は、代表取締役等住所非表示措置を講じた場合の影響を踏まえ、その申出の可否を検討する必要があります。

## &lt;参考資料&gt;

法務省：「代表取締役等住所非表示措置について」（2024年4月16日）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00210.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html)

法務省：「『商業登記規則等の一部を改正する省令案』に関する意見募集の結果について」（2024年4月16日）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000273035>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

事項を証する書面（例：資格者代理人の法令に基づく確認の結果を記載した書面等）の添付が必要となります。

## Client Alert

### 7. 危機管理・コンプライアンス：警察捜査において初めて司法取引を適用した事例

2024年4月、兵庫県警が税理士らを逮捕した融資金詐取事件で、被疑者等が捜査に協力する見返りに刑事処分の免除・軽減を受ける、「合意制度」（いわゆる日本版司法取引）が適用されたことが報道されました。合意制度が適用された事案は、2018年の導入以降4例目となります。

この事件で、兵庫県警は、2023年11月、四国銀行の支店担当者に虚偽の決算報告書を示して融資を申し込み、2020年10月から2021年2月にかけて4,000万円をだまし取ったとして自動車販売会社の元社長ら3人を詐欺容疑で逮捕しました。さらに、今年2月には、同社が契約していた税理士法人の税理士ら2人も逮捕されました。

報道によれば、自動車販売会社には多額の負債があったとされ、融資を受けた後の2021年8月に破産手続きが始まっていたとのこと。元社長らは粉飾の認識を否認したとされており、融資を申し込んだ時点で会社の財務状況を元社長や税理士がどう認識していたかが捜査における焦点となっていたようです。

合意制度は、一定の財政経済犯罪や薬物銃器犯罪について、検察官が、被疑者・被告人及び弁護人との間で、他人の刑事事件についての捜査協力をする見返りに、当該協力した被疑者等の事件につき不起訴処分や特定の求刑等をする内容を内容とする合意をする制度です（刑訴法350条の2等）。暴力団等による組織的犯罪のほか、企業犯罪における実態の解明及び幹部等の組織上位者に対する訴追に活用されることが期待されていましたが、2018年6月に導入されて以降、これまでの約6年間における適用事例は3件にとどまっています。その理由として、捜査協力の負担や証人保護の制度の不十分さのほか、合意制度に基づいて得られた供述に対して裁判所が信用性を厳しく吟味し、有罪認定の証拠とすることに慎重な姿勢を示していること等が挙げられています。

今回の事件においては、検察官と税理士法人の職員との間で合意制度が適用されました。合意の詳細は明らかにされていませんが、元社長や税理士らが厳しい財務状況を認識した上で虚偽の決算書類等を作成した一連の経緯の立証に用いる証拠の収集に生かされたとみられるとのことであり、一部報道によれば、当該職員が税理士の関与について供述する見返りに起訴を見送る合意が成立したとされています。この合意に基づき、税理士法人職員は不起訴処分（起訴猶予）とされています。

合意制度については、これまでの3件の適用事例はいずれも検察庁、より具体的には東京地検特捜部によって捜査が行われた事件におけるものですが、今回の事例は、警察によって捜査が進められた事件において合意制度が適用された初めての事例となります。上記のとおり合意制度の捜査機関側における合意の主体はあくまで検察官ですが、企業犯罪を含む大多数の事件は警察によって捜査が行われており、警察が捜査する事件における適用事例が広がれば、合意制度の活用が大幅に進展する可能性があります。このように警察が捜査を行う事件においても合意制度の適用が広がっていく契機となるのか、今後明らかになる今回の事件における合意の内容や捜査協力に応じた税理士法人職員の証言の内容、そして裁判所の判断が注目されます。

## Client Alert

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
シニア・アソシエイト 佐藤 浩由  
☎ 03-6212-8371  
✉ [hiroyuki.sato@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.sato@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：金融庁、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂版を公表

金融庁は、2024年4月2日、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（「本FAQ」）の改訂版を公表しました<sup>11</sup>。

金融庁は、2018年2月に策定し、2021年2月改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（「本ガイドライン」）に基づき、金融機関に対してマネロン・テロ資金供与対策の実施を求めてきましたが、モニタリング等の中で出てきた課題等を踏まえ、本FAQを公表・改訂して、本ガイドラインで対応を求めている事項についての考え方の周知を図ってきました。

その後、2021年5月には、本ガイドラインの策定・公表から3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、より実効的な態勢整備を行うよう、本ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設ける「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」を公表し、各金融機関に対して、本ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了することを要請しました。

このたび、かかる対応期限が到来し、2024年4月以降は、金融機関に整備された態勢の実効性をより一層向上させる段階に入ることから、リスク分析に基づく各金融機関の創意工夫・主体的な対応を促進するため、本FAQ一部項目が改訂されました。本FAQの改訂版では、マネロン・テロ資金供与対策として実施する継続的顧客管理に関する改訂が含まれており、以下のとおり、内容の一部をご紹介します。

- ① 「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」に関する改訂（II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨Q3及びQ6）

継続的顧客管理においては、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした顧客については、顧客情報を更新する等の積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する「簡素な顧客管理措置（SDD）」を行うことが認められています。この点、改訂前の本FAQ（上記Q3）では、SDDを行う要件として、「①法人及び営業性個人の口座は対象外であること」「④SDD対象顧客については、本

<sup>11</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240402/20240402.html>

## Client Alert

人確認済みであること」「⑤ SDD 対象顧客は、直近 1 年間において、捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届出及び口座凍結依頼を受けた実績がないこと」が挙げられていましたが、改訂後では、これらの事項が SDD の要件ではなくなり、リスク分析に当たって考慮する要素という位置付けに変更されています。

また、改訂前の本 FAQ（上記 Q6）では、上場企業等や国・地方公共団体等は基本的には SDD 対象とはならないものとされていましたが、改訂後では、かかる記載が削除されています。

かかる改訂によると、改訂前には SDD の対象とできなかった顧客について、リスク分析に応じて、SDD の対象とし得ると考えられます。

② 顧客情報の更新頻度に関する改訂（II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩Q10 及び Q11）

顧客情報の更新頻度について、改訂前の本 FAQ（上記 Q10）では、「一般的には、高リスク先については 1 年に 1 度、中リスク先については 2 年に 1 度、低リスク先については 3 年に 1 度といった頻度で情報更新を行うことが考えられます。」とした上で、これ以上、期間を延ばす場合には、合理的かつ相当な理由が必要になるとしていましたが、改訂後は、上記の例に限らず情報更新の頻度を決定することを認める旨の記載に変更されています。

もっとも、例示によらない情報更新の頻度を決定する場合、改訂後の本 FAQ（上記 Q11）では、全顧客のリスク格付を行っていることを前提として、自らの顧客リスク評価を適切に行う観点から更新頻度の妥当性を検証した上で、それ以降も定期的に更新頻度の妥当性に問題がないことを検証することが必要であり、具体的には以下の対応を行うことが考えられるものとされていることに留意が必要です。

- (1) 過去の定期的な情報更新による顧客リスクスコアの上昇度合い等を分析し、顧客リスク評価を適切に保つために合理的な頻度を設定
- (2) リスクが上昇するイベント発生時に調査し、必要に応じて顧客情報更新・顧客リスク評価見直し
- (3) 顧客情報更新に取引モニタリング・フィルタリングを活用。検知した顧客を調査、必要に応じて情報更新・顧客リスク評価見直し
- (4) 上記の有効性を定期的（例えば年次）に検証し、その結果を踏まえて適宜対応を見直し

③ 経済制裁対象者等の照合時期に関する改訂（II-2(3)(iii)【対応が求められる事項】②Q3）

国連安保理決議等で経済制裁対象者等が指定された場合、「遅滞なく照合する」ことが求められておりますが、この点に関して、改訂前の本 FAQ（上記 Q3）では、国連安保理決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、金融機関等は、数時間、遅くとも 24 時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施される態勢が求められていました。これに対して、改訂後では、外務省告示の発出日以降、金融機関等が、速や

## Client Alert

かに制裁対象者リストの更新に着手し、合理的な期日までに差分照合を完了することが求められており、基準となる時点（「国連安保理決議等の指定」から「外務省告示の発出日」に変更）及び期間（「遅くとも 24 時間以内」から「合理的な期日」に変更）が変更されています。

かかる改訂により、経済制裁対象者等の照合時期は、従前より余裕を持たせた期間設定となったと考えられ、照合に係る実務上の負担は軽減される可能性があると思われます。

パートナー 堀 天子  
☎ 03-5220-1826  
✉ [takane.hori@mhm-global.com](mailto:takane.hori@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 芳野 涼  
☎ 03-6266-8590  
✉ [ryo.yoshino@mhm-global.com](mailto:ryo.yoshino@mhm-global.com)

## 9. M&A：株券発行会社の株式の譲渡の効力等を判断した事例（最二小判令和6年4月19日）

最高裁は、公開会社ではない株券発行会社 X 社において、株券を発行せずに発行された株式に関し、原株主から譲渡を受けた Y1 及び Y2 から、さらに株式の譲渡を受けた上告人 Z が、X 社等に対し、株主であることの確認を求める事案において、(1)株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければその効力を生じないと規定する会社法 128 条 1 項の規定は、株券の発行後にした譲渡に適用される規定であると解するのが相当であり、株券発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはないこと、(2)株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人に対する株券交付請求権を保全する必要があるときは、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができることと判示し、原判決を破棄し、東京高裁に差し戻しました。

従前から、株券発行前の株式譲渡であっても、当事者間では有効であると解するのが通説ですが、本判例は、これまでの通説に沿う形のものとして判示されており、今後の実務の指標となると考えられます。

### <参考資料>

最高裁判所 判例全文

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=92912](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=92912)

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 上村 莉愛  
☎ 03-6212-8346  
✉ [rie.uemura@mhm-global.com](mailto:rie.uemura@mhm-global.com)



## Client Alert

## 10. キャピタル・マーケット：事後交付型株式報酬の付与・RSの売却に係る「インサイダー取引規制に関するQ&amp;A」の追加

金融庁・証券取引等監視委員会は、2024年4月19日、「インサイダー取引規制に関するQ&A」に、①事後交付型株式報酬における現物株式の付与に係る「応用編（問9）」及び②株式報酬の源泉徴収税額充当目的の売却に係る「応用編（問10）」を追加しました。

①は、上場会社が、役員等に対して、一般的な内容の譲渡制限付株式ユニット(RSU)若しくは業績連動型株式ユニット(PSU)において株式を自己株式の処分の方法により付与する場合、又は株式交付信託において信託を通じて株式を付与する場合、当該付与時点で上場会社側に未公表の「重要事実」があったとしても、当該付与の条件及び当該条件充足時の現物株式の付与数並びに付与時期が当該付与時点より相当の期間前に社内規程又は契約等で規定されている等、当該付与が当該「重要事実」と無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反にはならないことを明確化するものです。

②は、上場会社の役員等が職務執行の対価として付与を受けた一般的な内容の譲渡制限付株式(RS)の売却であって、(i)譲渡制限解除後速やかに行われる源泉徴収税額へ充当するための売却であること、(ii)役員が指図を行わない売却の執行の仕組みであること、及び(iii)上記(i)及び(ii)があらかじめ社内規程や契約等で規定されていることのいずれの要素をも備えるものであれば、当該売却時点で当該役員等が未公表の「重要事実」を知っていたとしても、当該売却は当該「重要事実」と無関係に行われたことが明らかなものとして、インサイダー取引規制違反にはならないことを明確化するものです。

株式報酬については、2023年12月8日にも、上記Q&Aに株式報酬の付与の決定に係る「応用編（問7）」及び自己株式の処分によるRSの付与に係る「応用編（問8）」が追加されています。また、開示規制においても、2023年12月26日に、RSについて、正当な理由による退任等の場合における譲渡制限の解除が定められている場合であっても、その募集について有価証券届出書の提出が不要であることを明確化する企業内容等開示ガイドラインの改正が行われ、現在では、2023年12月12日付の金融庁・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書のとおり、事後交付型株式報酬に係る開示規制の整備が検討されています。本Q&Aの追加も含め、株式報酬に係る制度改正や法令解釈の明確化の動きが直近で進展しており、今後も注視が必要です。

## Client Alert

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

アソシエイト 橋川 文哉  
☎ 03-6266-8559  
✉ [fumiya.kitsukawa@mhm-global.com](mailto:fumiya.kitsukawa@mhm-global.com)

## 11. 税務：国税庁、「国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達改正の趣旨説明を公表

2024年4月26日、国税庁は、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に関する法人税基本通達改正の趣旨説明を公表しました。

当該「国際最低課税額に対する法人税」とは、令和5年度税制改正において国内法制化された制度であり、所定の要件を満たす多国籍企業グループ等を対象として、その子会社等が軽課税国に所在する場合に、当該軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乗せ課税を行う制度です。

当該資料においては、上記制度に関する国税庁の法令解釈が示された令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨が示されました。

例えば、本制度の主な適用基準である対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ以上であることについて、通達上、当該総収入金額、すなわち「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」（法人税法施行規則38条の6第1項及び2項）には計算書類に計上される全ての収益の額が含まれるとされていたところ、当該資料においては、収益を計算する場合、その計算書類において、有価証券や固定資産等の売却益といった純額（ネット金額）で計上されている場合には、総額（グロス金額）に引き直して計算する必要はなく、その純額を用いて計算すれば足りることが示されました（当該資料20頁5項）。

なお、当該資料の背景となっている令和5年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税の国内法制化につきましては、当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2023年2月号 \(Vol.54\)](#) においてもご紹介しておりますのでご参照ください。

### <参考資料>

国税庁 HP：令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/230921/index.htm>

## Client Alert

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 山岡 孝太

☎ 052-446-8659

✉ [kota.yamaoka@mhm-global.com](mailto:kota.yamaoka@mhm-global.com)

## 12. 国際訴訟・仲裁：クレディ・スイスの AT1 債無価値化と日・スイス経済連携協定の活用可能性

2023年3月に、スイス政府の支援のもと、UBSがクレディ・スイスを買収し、それとともにクレディ・スイスの発行による Additional Tier 1 債（「AT1 債」）が無価値化されたことは、記憶に新しいところです。この一連の出来事は、2023年3月時点でクレディ・スイスが破産寸前であるようには見受けられなかったこと、買収価格がクレディ・スイスの純資産価格に比べて著しく低かった可能性があること等、様々な理由で、世界各国の金融当局から批判されてきました。

クレディ・スイスの AT1 債は、日本国内で 1,400 億円ほど販売されたと報じられており、無価値化による損害の回復の可否やその方法は、日本の投資家にとっても重要な関心事となっています。一つの可能性として考えられるのは、2009年に発効した日・スイス経済連携協定（「日・スイス EPA」）における投資保護を活用することです。日・スイス EPA は、日本が他国と締結した投資協定の大多数と同様に、投資受入国が相手国の投資家に対し、公正かつ衡平な待遇を与えることや、不当な収用を行わないこと等を約束する投資保護規定を含んでいます。そして、投資受入国が投資保護規定に違反した場合には、国際仲裁を利用して、投資家が投資受入国を直接訴えることができると定めています。

投資保護規定の違反が認められるか否かは、ケースバイケースの判断ではあるものの、金融商品に関する類似の先例（例えば *Continental Casualty Company v. Argentine Republic* (ICSID Case No. ARB/03/9)）を踏まえると、AT1 債の無価値化についても、日本の投資家が、「スイスによる日・スイス EPA 上の投資保護規定の違反である」と合理的に主張する余地はあると考えられます。もっとも、個別の投資家（特に個人の投資家）がスイスを相手に仲裁を提起するのを躊躇うことは想定し得ます。そのような場合には、複数の日本の投資家が共同申立人となり、集団的に仲裁を提起することも検討に値すると思われます。実際、過去にも、多数の投資家が集団的に投資協定仲裁を提起し、そのような方法での仲裁提起も認められると判断された例が存在します（例えば *Abaclat and Others v. Argentine Republic* (ICSID Case No. ARB/07/5)）。

なお、上記に関連するオンデマンド配信セミナー（<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2024/52.html>・2024年5月12日まで）も行っておりますので、ご関心があれば併せてご覧ください。

## Client Alert

パートナー 高橋 茜莉  
 ☎ 03-6266-8786  
 ✉ [seri.takahashi@mhm-global.com](mailto:seri.takahashi@mhm-global.com)

### 13. 国際通商／経済安全保障：経産省が輸出管理のあり方に関する中間報告を公表

2024年4月24日、経済産業省産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会は、安全保障貿易管理（輸出管理）に関する現状認識とこれを踏まえた対応の方向性に関する中間報告（「中間報告」）を公表しました。

中間報告では、まず、現状認識として、①安全保障上の関心としての国家主体の再浮上、②デュアルユース技術の重要性の高まり、③国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭等、足元の安全保障環境が変化していることを踏まえ、東西冷戦終結から続いてきたいわゆる不拡散型輸出管理の枠組みは転換期を迎えているとの問題提起がなされています。

その上で、今後の対応として、軍事転用の可能性が特に高い機微な品目（「リスト規制」の対象となる品目）以外の汎用品・汎用技術（「キャッチオール規制」の対象となる品目）についても、より実効的な安全保障貿易管理を実現すること、また、従来の不拡散型輸出管理が転換点を迎えていること等も踏まえ、国際輸出管理レジーム（ワッセナーアレンジメント等）における合意によらず、同盟国・同志国との協調に基づいて輸出管理を行うという考え方も示されています。

より具体的には、下表のような制度・運用の見直しを進めることが提言されています。

(1)補完的輸出規制（キャッチオール規制）の見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在国連武器禁輸国のみを対象としている通常兵器キャッチオール規制（客観要件）の一般国への適用拡大</li> <li>● 現在キャッチオール規制の対象外となっているグループA国について、懸念国等によるグループA国経由での迂回調達の懸念がある場合に、インフォームにより規制対象とできる仕組みの導入 等</li> </ul>
(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき政府への事前報告を義務付け、経済産業省と企業の間で技術管理に関する対話やコンサルテーションを実施</li> <li>● 上記対話等を踏まえても技術流出懸念が払拭されない場合に、キャッチオール規制の枠組みの中でインフォームを行い、許可申請を求める仕組みの導入 等</li> </ul>
(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際輸出管理レジーム（ワッセナーアレンジメント等）で技術的議論が成熟した品目について、レジームにおける正式な合意に至る前であっても、同盟国・同志国の間で先行的にリスト規制の対象とする仕組みを導入</li> <li>● 新興技術等について、安全保障上の懸念度と緊急度に応じて、技術保有国の連携による機動的な先行管理を実施</li> <li>● 国際輸出管理レジームの非参加国との連携の強化 等</li> </ul>

## Client Alert

## (4)安全保障上の懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化

- 半導体製造に用いられる一部の部分品（圧力計やクロスフローろ過装置）を特別一般包括許可の対象化
- インド・ASEAN 向け工作機械の輸出を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般包括許可の対象化
- 同志国軍による防衛装備の持ち帰り等に関する許可申請手続を簡素化
- 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化

中間報告において取りまとめられた提言は、現行の外国為替及び外国貿易法を最大限活用して対応すべきものを中心となっており、中間報告に基づいて速やかに制度や運用の見直しを行うこととされています。

なお、上記(3)の関係では、2024年4月26日、国際レジーム（ワッセナーアレンジメント）合意外の品目である一定の半導体製造装置や量子コンピュータ関連品目等について、リスト規制品目の見直し・追加を行うことを内容とする経済産業省令改正案がパブリック・コメントに付されており、同年5月25日まで意見募集がされています。

今回の中間報告は、リスト規制・キャッチオール規制のいずれについても、従前の輸出管理のあり方を大きく見直すもので、実際に各取組が運用された場合、貨物の輸出・技術の移転を行う企業に幅広く影響を及ぼすと考えられます。したがって、中間報告に基づく具体的な取組に関する動きについては今後も注視が必要です。

パートナー 宮岡 邦生

☎ 03-6266-8738

✉ [kunio.miyaoka@mhm-global.com](mailto:kunio.miyaoka@mhm-global.com)

アソシエイト 瀧山 侑莉花

☎ 03-6266-8755

✉ [yurika.takiyama@mhm-global.com](mailto:yurika.takiyama@mhm-global.com)

#### 14. 米国：財務省、対米外国投資委員会（CFIUS）の調査・執行権限を強化する規則案を提案

米国財務省は、2024年4月11日、[対米外国投資委員会（「CFIUS」）の調査・執行権限を強化するための規則案](#)（「本規則案」）を公表しました。

CFIUSは、外国からの米国への投資に関する特定の取引等について審査し、米国の国家安全保障に対する影響を判断する権限を持つ政府間委員会です。CFIUSが国家安全保障上のリスクを認定した場合、CFIUSはかかるリスクを解消するため、取引について一定の条件を課したり、また、リスク低減についての合意書を取引当事者との間で交渉、締結する権限があります。

本規則案においては、主に①CFIUSによる取引当事者が届出をしていない取引に関して情報提供を要請する権限を規定するほか、既存のリスク低減合意等のコンプライアンスに関する調査権限や、取引当事者や直接関与していない第三者からもより広範な範囲



## Client Alert

の情報を要求する権限を拡大し、②CFIUS からのリスク低減についての提案に対する取引当事者の回答期限を原則 3 営業日に短縮し、③特定の違反に対する罰則を拡大する等、CFIUS の権限を強化する方向での重要なアップデートが含まれています。

本規則案は、5 月 15 日までパブリック・コメントに付与されており、CFIUS はパブリック・コメントにおいて提出された意見を考慮した上で最終版の規則を公布することとなります。なお、最終版の規則の公布について、具体的な期限は定められておりません。米国への投資を伴う取引を行う企業においては、今後公布される予定である最終版の内容を注視しつつ、当該取引における CFIUS による調査や執行に関するリスクをより慎重に検討することが必要です。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156

✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ [aruto.kagami@mhm-global.com](mailto:aruto.kagami@mhm-global.com)

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ [nobuhiko.suzuki@mhm-global.com](mailto:nobuhiko.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 輪千 浩平

☎ 03-6266-8750

✉ [kohei.wachi@mhm-global.com](mailto:kohei.wachi@mhm-global.com)

## 15. 中国・アジア（インド）：競争法に関するアップデート

2024 年 3 月 7 日、インド競争法（Competition Act, 2002）に基づきインド競争委員会（Competition Commission of India）への事前届出が必要な企業結合に関して、インドの企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、資産・売上高に係る届出基準の変更及び小規模取引の除外（de minimis exemption）の基準の変更に関する通達を公表しました。当該変更の内容は、インド企業の M&A 取引を検討するに当たって重要と考えられますので、以下のとおりご紹介いたします。

### (1) 資産・売上高に係る届出基準の変更内容

企業結合が以下の新基準のいずれかに該当する場合には、インド競争委員会への事前届出が原則として必要になります。

#### <インド国内合計>

		資産（Asset）	売上高（Turnover）
当事者	旧基準	200 億インドルピー	600 億インドルピー
	新基準	<b>250 億インドルピー</b>	<b>750 億インドルピー</b>

## Client Alert

グループ	旧基準	800 億インドルピー	2,400 億インドルピー
	新基準	1,000 億インドルピー	3,000 億インドルピー

## &lt;全世界合計&gt;

		資産 (Asset)	売上高 (Turnover)
当事者	旧基準	10 億米ドル、かつインド国内で 100 億インドルピー	30 億米ドル、かつインド国内で 300 億インドルピー
	新基準	12.5 億米ドル、かつインド国内で 125 億インドルピー	37.5 億米ドル、かつインド国内で 375 億インドルピー
グループ	旧基準	40 億米ドル、かつインド国内で 100 億インドルピー	120 億米ドル、かつインド国内で 300 億インドルピー
	新基準	50 億米ドル、かつインド国内で 125 億インドルピー	150 億米ドル、かつインド国内で 375 億インドルピー

## (2) 小規模取引の除外 (de minimis exemption) の基準の変更内容

企業結合の対象会社のインド国内の資産又は売上高が以下の新基準を下回る場合には、小規模取引として、企業結合のインド競争委員会への事前届出は不要になります。

	インド国内の資産 (Asset)	インド国外の売上高 (Turnover)
旧基準	35 億インドルピー	100 億インドルピー
新基準	45 億インドルピー	125 億インドルピー

上記(2)の新基準については 2024 年 3 月 7 日より 2 年間有効とされております。

また、インドの企業省は、2024 年 3 月 11 日、企業結合の事前届出が免除される取引等に関する規則のドラフトのパブリック・コメントを開始しています。インド競争法は、2023 年 4 月に改正されていますが、今後も関連法令・規則の整備や新たな通達の発出があり得るため、引き続き動向に注視する必要があります。

パートナー 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989

✉ [aritsune.miyoda@mhm-global.com](mailto:aritsune.miyoda@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 小林 高大

☎ 03-5220-1856

✉ [s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

## Client Alert

## 16. 新興国（ロシア）：外国企業による対ロシア制裁の遵守に関してロシア子会社に連帯責任を負わせる近時の裁判例

2023年12月21日、ロシア控訴裁判所は、ロシアの銀行 PJSC Sovcombank（「Sovcombank」）に対して、同銀行との契約当事者であった Citibank N.A.（米国法人。「Citibank」）に加え、そのロシア子会社である JSC KB Citibank（「本ロシア子会社」）が連帯責任を負うべきであるという Sovcombank の主張を認めた原審の判決を維持しました。

本件は、Citibank が Sovcombank に対する契約上の債務を、対ロシア制裁に基づき凍結された口座に入金して決済したため、弁済を受領することができなかったとして、Sovcombank が、Citibank の債務不履行を主張しつつ、本ロシア子会社も責任を負うと主張して両者を共同被告として訴訟を提起<sup>12</sup>したものです。

裁判所は、Citibank が Svcombank に対する債務を他の方法で履行しようとするのではなく凍結口座に入金したことは義務を履行しないのみならず権利の濫用であり、Citibank は（債務不履行責任というよりも）不法行為責任を負うと判断しました。その上で、Sovcombank との契約の当事者ではない本ロシア子会社についても、Citibank と一体の事業体として行動する経済グループを構成すると認定し、Sovcombank に対する債務者を本ロシア子会社に変更する等の方法で債務の履行を可能としなかったことにより、Citibank と共同して Svcombank に損害を生じさせたとして、Citibank と連帯して責任を負う旨判示しました。

本件は、外国企業の対ロシア経済制裁を遵守する行為が、ロシアの裁判所において権利濫用又はロシアの公序違反とみなされ、そのロシア子会社が連帯責任を負うこととなる可能性があることを示唆するものです。

本件のほかにも、近時、ロシアの裁判所において、外国企業が当事者となっている契約上の義務について、グループ会社であることを理由として、契約当事者となっていない当該外国企業のロシア子会社が連帯責任を負うと判断する例が相次いでいます<sup>13</sup>。さらに、2024年2月20日には、RusChemAlliance が Linde に対し EPC 契約に基づく請求を行った事案において、ロシアの裁判所は、ロシア国内に資産（ロシア子会社の株式）を有する国外の Linde グループ法人が連帯責任を負うと判断しており、かかる判断は、海外企業グループがロシア国内に有する資産を強制執行の対象とし得るものとして、注目に値します。

ウクライナ戦争が長期化する中で、外国企業が対ロシア制裁に従った行動をとることに関するロシア国内の裁判例が蓄積しつつあり、引き続き動向を注視する必要があります。

<sup>12</sup> Citibank 及び Svcombank の間には仲裁合意が存在したものの、裁判所は、制裁対象者が関与する一定の紛争に関してロシアの裁判所の管轄を認めるロシア連邦法 171-FZ 号（[Client Alert 2020年9月号 \(Vol.81\)](#)）「ロシアへの制裁に関連する排他的管轄権の導入」もご参照ください。）に基づき、ロシアの裁判所が管轄権を有し、英国法が適用されないと判断しました。

<sup>13</sup> 例えば、Siemens AG と Russian Railways の間の請負契約上の義務について、Siemens AG のみならず、契約当事者となっていない Siemens AG のロシア子会社に義務の履行を命じた裁判例が存在します。

## Client Alert

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ [tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com](mailto:tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com)

カウンセラー 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

アソシエイト 滝口 浩平

☎ 03-5293-4869

✉ [kohei.takiguchi@mhm-global.com](mailto:kohei.takiguchi@mhm-global.com)

アソシエイト 田代 潤奈

☎ 03-5220-1935

✉ [junna.tashiro@mhm-global.com](mailto:junna.tashiro@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『スタートアップ投資の留意点～デュー・デリジェンス、契約交渉、投資後の関与に関し豊富な実例を交えて解説～』  
開催日時 2024年5月15日（水）10:00～12:00  
講師 岡野 貴明  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『今求められる「ビジネスと人権」の基礎と実務 ～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』  
開催日時 2024年5月15日（水）14:00～16:00  
講師 塚田 智宏  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『【好評セミナー！説明会等案件を中心に】再エネ特措法改正後の押さえておくべき必須事項～知らなかったでは済まされない多数のルールと問題となりやすい論点～』  
視聴期間 2024年5月16日（木）13:30～15:30  
講師 鮫島 裕貴、瀬戸 幸之助  
主催 株式会社日本ナレッジセンター
  
- セミナー 『営業秘密漏洩対応と予防策－元検事が刑事告訴の実務も詳細に解説－』  
開催日時 2024年5月16日（木）14:00～17:00  
講師 【森・濱田松本法律事務所】 今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】 宇賀神 崇  
主催 株式会社新社会システム総合研究所
  
- セミナー 『WiL 勉強会 著作権入門～基本の「キ」から生成 AI まで～』  
開催日時 2024年5月20日（月）13:00～14:00  
講師 増田 雅史  
主催 World Innovation Lab、虎ノ門ヒルズインキュベーションセンター「ARCH」



## Client Alert

- セミナー 『第 5371 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「不正競争防止法改正と外国公務員贈賄コンプライアンスの今とこれから—何がどう変わるか、どう対応すべきか—」』  
開催日時 2024 年 5 月 23 日（木）9:30～11:30  
講師 佐藤 浩由  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『外国投資信託の組成、私募・公募、継続業務の法務と実務～外国投資信託の基礎から最新トピックまで～』  
開催日時 2024 年 5 月 27 日（月）13:30～16:30  
講師 中野 恵太  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『グローバル（欧米・中国・東南アジア主要国・ブラジル・ロシア）データ保護規制への対応実務』  
開催日時 2024 年 5 月 29 日（水）14:00～17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『インド M&A 法務実務～M&A 手法ごとの特徴から外資規制、デューデリジェンスまで解説！！～』  
開催日時 2024 年 5 月 30 日（木）14:00～16:00  
講師 御代田 有恒  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『第 5377 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「J-REIT のスポンサーによる投資口の取得・処分の法務—関連諸規制の基礎から実務上の留意点まで—」』  
開催日時 2024 年 5 月 31 日（金）13:30～15:30  
講師 尾本 太郎、尾登 亮介、村田 陽祐  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所～』  
開催日時 2024 年 5 月 31 日（金）14:00～17:00  
講師 今泉 憲人  
主催 一般社団法人企業研究会

## Client Alert

- セミナー 『重要情報の漏えいと情報管理の対策～情報漏えい時の対応と、情報の漏えいを未然に防止するための対策を解説～』  
開催日時 2024年6月3日(月) 14:00～17:00  
講師 佐々木 奏  
主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『若手・中堅法務担当者のための英文契約レビュー入門』  
開催日時 2024年6月6日(木) 10:00～12:00  
講師 喜多野 恭夫  
主催 経営調査研究会

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『Q&A でわかる業種別法務 医薬品』(2024年3月刊)



出版社 株式会社中央経済社  
著者 堀尾 貴将 (共著)

- 本 『Q&A でわかる業種別法務 医療機器』(2024年3月刊)




出版社 株式会社中央経済社  
著者 堀尾 貴将 (共著)

- 本 『非上場株式取引の法務・税務 (スタートアップの資金調達編)』  
(2024年4月刊)



出版社 株式会社税務経理協会  
著者 小山 浩、間所 光洋、立石 光宏 (編著)、高橋 悠、末長 祐、山岡 孝太 (共著)

## Client Alert

- 本 『「ビジネスと人権」基本から実践まで』（2024年4月刊）  
  
出版社 株式会社商事法務  
著者 塚田 智宏
- 論文 「虚偽記載等と相当因果関係のある損害の範囲」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2352  
著者 太子堂 厚子、吉田 瑞穂、宇田川 翔（共著）
- 論文 「近時の証券訴訟における法的論点（5・完）損害賠償請求の対象株式の特定および遅延損害金の起算点」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2354  
著者 金丸 由美、兼松 勇樹、近藤 武尊（共著）
- 論文 「中国会社法改正の解説②」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.3  
著者 鈴木 幹太、上村 莉愛、柴 巍、崔 俊、張 超（共著）
- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第5回）サイバーセキュリティ×経済安全保障—インフラ防護とセキュリティ・クリアランスを中心に」  
掲載誌 NBL No.1262  
著者 梅津 英明、蔦 大輔、西岡 研太、新井 雄也（共著）
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第5回 ソフトウェアの不正利用等」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.5  
著者 木山 二郎、渡邊 峻、馬場 嵩士（共著）
- 論文 「知財判例速報 不正競争防止法2条1項1号による商品形態の保護—ドクターマーチン事件（控訴審）（知財高判令和5・11・9）」  
掲載誌 ジュリスト No.1595  
著者 田中 浩之

## Client Alert

- 論文 「会社・株主間の合意、コベナンツ 「重要な契約」 開示義務見直しの実務ポイント」  
掲載誌 旬刊経理情報 No.1703  
著者 熊谷 真和、平川 諒太郎（共著）
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」 グローバル個人情報保護規制（17）各国のクッキー規制②欧州」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2024 年 4 月号  
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、市川 雄一（共著）
- 論文 「利用規約が無効に？ 差止請求事例を踏まえた見直しポイント」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 嶋村 直登
- 論文 「経営者保証ガイドラインに基づく Win-Win 型廃業支援」  
掲載誌 銀行実務 Vol.54 No.3  
著者 山崎 良太、南田 航太郎
- 論文 「モビリティ（自動運転・ライドシェア）に関する最新の議論状況」  
掲載誌 法律のひろば Vol.77 No.22  
著者 佐藤 典仁、飯野 悠介、中山 優（共著）
- 論文 「ヘルスケアセクターのサステナビリティに関する産学民協働の可能性」  
掲載誌 環境経済・政策研究 Vol.17 No.1  
著者 南谷 健太（共著）
- 論文 「弁護士が精選！ 重要労働判例 - 第 378 回 社会福祉法人秀峰会（勤務状況に問題がある労働者に対する新部門への配転命令の有効性）事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 北 和尚
- 論文 「なぜ人事労務にとって“パブリックヘルス”が重要なのか」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 南谷 健太

## Client Alert

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2024 - Japan Chapter」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2024  
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登（共著）
  
- 論文 「Lexology In-House View: Diversity and Inclusion – The LGBTQ Rights Movement in Japan」  
掲載誌 Lexology In-House View  
著者 安倍 嘉一、森田 茉莉子、松本 光資（共著）
  
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2024 – Regulations on Drone Flights in Japan」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2024 12th Edition  
著者 戸嶋 浩二、林 浩美、大段 徹次（共著）

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition)にて高い評価を得ました  
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition)にて、下記5名の弁護士が"Lawyer of the Year"に選ばれました。

棚橋 元 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law  
小林 卓泰 - Energy Law  
堀 天子 - FinTech Practice  
大室 幸子 - Litigation  
田中 浩之 - Privacy and Data Security Law

加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™ に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ に選出されております。

#### Best Lawyers

・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、西本 良輔、藤田 知也、高宮 雄介、水口 あい子、竹腰 沙織、柿元 將希

・ Arbitration and Mediation

関戸 麦、信國 篤慶、上村 哲史、横田 真一郎、辰野 嘉則、ダニエル・アレン



## Client Alert

・ Asset Finance Law

藤津 康彦、佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

・ Banking and Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、石川 直樹、末岡 晶子、小田 大輔、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、島 美穂子、岸 寛樹、倉持 喜史、末廣 裕亮、村上 祐亮、白川 佳、中条 咲耶子

・ Capital Markets Law

安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊、石橋 誠之、五島 隆文

・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、小島 義博、篠原 倫太郎、信國 篤慶、秋本 誠司、江平 享、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口 健一、代 宗剛、松下 憲、井上 淳、竹内 哲、東 陽介、藤田 知也、松井 裕介、石川 大輝、佐藤 典仁、近澤 諒、邊 英基、森 規光、石田 幹人、徳田 安崇、中野 玲也、松村 謙太郎、鈴木 信彦、羽深 宏樹、越智 晋平、岡野 貴明

・ Corporate Governance and Compliance Practice

松井 秀樹、宮谷 隆、澤口 実、石井 裕介、太子堂 厚子、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明、代 宗剛、森田 恒平、大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太、近澤 諒、邊 英基、吉田 和央、新井 朗司、堀尾 貴将、若林 功晃、金村 公樹

・ Criminal Defense

池田 綾子、奥田 洋一

・ Derivatives

佐藤 正謙、植田 利文、江平 享

・ Energy Law

小林 卓泰、四元 弘子、岡谷 茂樹、島 美穂子、末廣 裕亮、野間 裕巨

・ Financial Institution Regulatory Law

松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教、白川 剛士、篠原 孝典

・ Fintech Practice

増島 雅和、堀 天子、増田 雅史、尾登 亮介

・ Information Technology Law

齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、岡田 淳、増田 雅史、鳶 大輔

・ Insolvency and Reorganization Law

藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩、松井 裕介、片桐 大、石田 涉、金山 貴昭、飯野 悠介

・ Insurance Law

増島 雅和、吉田 和央

## Client Alert

・ Intellectual Property Law

飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、飯田 耕一郎、小野寺 良文、岡田 淳、上村 哲史

・ International Arbitration

横田 真一郎、高橋 茜莉、ダニエル・アレン

・ International Business Transactions

土屋 智弘、江口 拓哉、武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、高宮 雄介

・ Investment and Investment Funds

竹野 康造、三浦 健、廣本 文晴、藤津 康彦、尾本 太郎、大西 信治、飯村 尚久、白川 剛士、中野 恵太

・ Labor and Employment Law

高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

・ Litigation

奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆、澤口 実、飯田 耕一郎、関戸 麦、荒井 正児、大室 幸子、横田 真一郎、大野 志保、渡辺 邦広、河島 勇太、川端 健太、辰野 嘉則

・ Media and Entertainment Law

齋藤 浩貴、横山 経通、林 浩美、上村 哲史

・ Patent Law

小野寺 良文

・ Privacy and Data Security Law

飯田 耕一郎、岡田 淳、田中 浩之、北山 昇

・ Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、田中 光江、紀平 貴之、篠原 倫太郎、増島 雅和、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口 健一、越智 晋平、福田 剛

・ Product Liability Litigation

関戸 麦、大野 志保

・ Project Finance and Development Practice

小林 卓泰、武川 丈士、石川 直樹、岡谷 茂樹、末廣 裕亮、村上 祐亮、野間 裕巨

・ Real Estate Law

佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、川村 隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、中島 悠助、蓮本 哲、野間 裕巨

・ Sports Law

三好 豊

## Client Alert

- ・ Structured Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、村上 祐亮、蓮本 哲

- ・ Tax Law

金丸 和弘、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

- ・ Technology Law

田中 浩之

- ・ Telecommunications Law

藤原 総一郎、丸茂 彰、横山 経通、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

- ・ Trade Law

石本 茂彦、江口 拓哉、梅津 英明、高宮 雄介

- ・ Transportation Law

佐藤 典仁

### Ones to Watch

- ・ Arbitration and Mediation

桑原 周太郎、山口 みどり、コリン・トレハーン

- ・ Banking and Finance Law

岡成 明希子、鮫島 裕貴

- ・ Capital Markets Law

小中 諒、坂東 慶一、大田 友羽佳、梅澤 惇、水本 真矢、岡 朋弘、澤 和樹、山口 大貴

- ・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

木村 純、末長 祐、須納瀬 史也、千原 剛、鷹尾 征哉

- ・ Energy Law

鮫島 裕貴、秋元 純

- ・ Financial Institution Regulatory Law

大木 健輔、芳野 涼、前山 侑介、小林 央忠、寺岡 咲紀

- ・ Information Technology Law

輪千 浩平

- ・ Insolvency and Reorganization Law

後潟 伸吾

- ・ Intellectual Property Law (Non-Patent)

伊佐次 文佳、輪千 浩平、平田 憲人、渡邊 峻

- ・ International Business Transactions

大川 信太郎

- ・ Labor and Employment Law

南谷 健太、稲津 康太、渡邊 悠介

## Client Alert

- ・ Litigation

樋口 隆明、桑原 周太郎、兼松 勇樹、南田 航太郎

- ・ Maritime and Shipping Law

早野 正隆

- ・ Personal Injury and Civil Litigation

中野 進一郎、桑原 周太郎、近藤 武尊

- ・ Privacy and Data Security Law

小川 智史、芳野 涼

- ・ Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小林 高大

- ・ Project Finance and Development Practice

鮫島 裕貴、秋元 純

- ・ Real Estate Law

富永 勇樹

- ・ Structured Finance Law

岡成 明希子、鮫島 裕貴

➤ 当事務所は [Global Arbitration Review](#) において [GAR 100 - 17th Edition](#) に昨年に引き続き選出されました

当事務所は、[Global Arbitration Review](#) 誌の国際仲裁分野の専門ガイドである [GAR 100 - 17th Edition](#) に、昨年に引き続き選出されました。

➤ 陳 佳茵 弁護士が入所しました

(陳 佳茵 弁護士からのご挨拶)

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、陳佳茵 (チン・ジャイン) と申します。

台湾弁護士 (律師) 試験に合格後、台湾の理律法律事務所 (Lee and Li, Attorneys-at-Law) の日本部にて約3年間執務し、グローバル企業のM&A、コンプライアンス、一般企業法務、外国企業による再生エネルギー事業への投資・開発案件に取り組んで参りました。2021年に東京大学大学院法学政治学研究科に入学し、会社法・金融商品取引法等の分野を中心に学び、修士課程修了後、当事務所に入所することになりました。

今後は、これまでの経験を活かし、より専門性を深め、ご依頼をいただくクライアントの皆様のお役に立てるよう努力邁進して参る所存でございます。皆様にお

## Client Alert

かれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

4月吉日

台湾弁護士（律師） 陳 佳茵

- 岡田 翔太 弁護士が入所しました  
岡田 翔太 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、検事の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳細な情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。
- 毛阪 大佑 弁護士が経済産業省 スタートアップ新市場創出タスクフォース構成員に就任しました
- 嶋村 直登 弁護士が日本女子大学 非常勤講師に就任しました
- 野々口 華子 弁護士が慶應義塾大学大学院法務研究科 助教（有期）に就任しました
- 奥田 亮輔 弁護士が独立行政法人 中小企業基盤整備機構の 2024年度中小企業アドバイザー（スタートアップ）登録専門家に就任しました
- 上村 哲史 弁護士が特許庁 工業所有権審議会 試験委員に就任しました
- 平田 亜佳音 弁護士がタマサート大学法学部講義「ビジネスと人権に関する日本の取組み」の講師を務めました
- 邊 英基 弁護士が慶應義塾法学部 非常勤講師に就任しました
- 石川 大輝 弁護士が青山学院大学大学院 経営学研究科 非常勤講師「著作権法」に就任しました
- 木山 二郎 弁護士が一般社団法人 電力需給調整力取引所 紛争処理委員会 委員に就任しました
- 白川 佳 弁護士が東京大学法学部 非常勤講師（民法）に就任しました